

環境影響評価書案審査意見書

「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：日本橋一丁目東地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 木村 平右衛門
所在地：東京都中央区日本橋一丁目 17 番 10 号
- 対象事業の名称及び種類
名称：日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業
種類：高層建築物の設置
- 対象事業の所在地
東京都中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目、日本橋小網町の各一部

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が一定程度認められ、環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

- 1 工事用車両による騒音の増加はわずかであるが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は現況においても環境基準を上回る地点があることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。
- 2 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、評価の指標としている値と同値又はわずかに下回る値であることから、これらに対する環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う振動の低減に努めること。

【風環境】

環境保全のための措置として、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策を行うとしているが、現況からの変化は一定程度生じることから、更に風環境に与える影響の低減に努めるとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。